平成２６年（フ）第３６号
千葉県館山市正木3780番地の20
破産者　照井　勇夫
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第３７号
千葉県館山市正木3780番地の20
破産者　照井　精子
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１８４６号
横浜市金沢区富岡東２丁目４番56号
破産者　株式会社サザンアイランド
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地
破産者　有限会社五協商事
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4109番地
破産者　株式会社五協商事
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
長野市大字高田2220番地
破産者　有限会社村石住設
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
三重県度会郡大紀町錦346番地47
破産者　阪口五代美
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９０号
岩手県遠野市松崎町白岩９地割45番地１
破産者　及川　郁博
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番６棟501号
破産者　太田　増重
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６１号
埼玉県ふじみ野市苗間１丁目10番11―105号
破産者　秦　　典三
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８８号
埼玉県川越市大字的場620番地３
破産者　久米　勝彦
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４２８号
愛知県知多市つつじヶ丘３丁目11番の14、住民票上の住所名古屋市北区光音寺町１丁目85番地　ＣＡＳＡ　Ｆ・Ｒ203号
破産者　野々垣　敬
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６１号
三重県多気郡大台町久豆１番地26、開始決定時の住所愛知県江南市古知野町宮前26―１サンハイツ宮前２階２Ｂ号室
破産者　可児　久子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５２号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目18番地２
破産者　星原　重宗
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９４号
名古屋市西区浄心１丁目１番５―501号　浄心ステーションビル
破産者　ジュエルソフィアこと　上野　智昭
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６７号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地４号棟310号
破産者　進藏　久士
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５号
福岡県柳川市筑紫町676番地２
破産者　鶴　みえ子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第８号
福岡県みやま市瀬高町上庄329番地
破産者　今村　忠文
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2018番地10
破産者　辻田　光昭
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係